

JIS

鉄及び鋼－りん定量方法

JIS G 1214 : 1998

(2003 確認)

(2008 確認)

平成10年2月20日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS G 1214-1992は改正され、この規格によって置き換えられる。

今回の改正では、国際規格との整合化を図るため、ISOの翻訳規格を附属書2として規定している。

JIS G 1214には、次に示す附属書がある。

附属書1(規定) モリブドリン酸青吸光光度法

附属書2(規定) モリブドバナドリル酸抽出吸光光度法 (ISO 10714)

附属書3(規定) モリブドリン酸抽出吸光光度法

附属書4(規定) モリブドリン酸抽出分離モリブドリン酸青吸光光度法

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 28.3.28 改正：平成 10.2.20

官 報 公 示：平成 10.2.20

原案作成協力者：社団法人 日本鉄鋼連盟

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄鋼部会 (部会長 木原 諄二)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS

鉄及び鋼—りん定量方法

G 1214 : 1998

正誤票

ページ	位置	誤	正
14	下から2行目	$\log R = 0.8603 \log \bar{w}_{p,1} - 0.8724$	$\log R = 0.8603 \log \bar{w}_{p,1} - 0.8124$

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課 (〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

1999.1 日本規格協会 発行

白
紙

鉄及び鋼—りん定量方法

G 1214:1998

Iron and steel—Methods for determination of phosphorus content

序文 この規格は、附属書 2 に 1992 年に発行された ISO 10714, Steel and iron—Determination of phosphorus content—Phosphovanadomolybdate spectrophotometric method を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定事項を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、鉄及び鋼中のりん定量方法について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 10714 Steel and iron—Determination of phosphorus content—Phosphovanadomolybdate spectrophotometric method

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS G 1201 鉄及び鋼の分析方法通則

JIS Z 8402 分析・試験の許容差通則

3. 一般事項 定量方法に共通な一般事項は、JIS G 1201による。ただし、JIS G 1201は、附属書 2 には適用しない。

4. 定量方法の区分 りんの定量方法は、次のいずれかによる。

- a) **モリブドリン酸青吸光光度法** この方法は、りん含有率 0.005 % (m/m) 以上 0.50 % (m/m) 以下の試料に適用するもので附属書 1 (規定) による。
- b) **モリブドバナドリル酸抽出吸光光度法 (ISO 10714)** この方法は、りん含有率 0.001 0 % (m/m) 以上 1.0 % (m/m) 以下の試料に適用するもので、附属書 2 (規定) による。
- c) **モリブドリン酸抽出吸光光度法** この方法は、りん含有率 0.000 3 % (m/m) 以上 0.010 % (m/m) 以下の試料に適用するもので、附属書 3 (規定) による。ただし、タングステンを 0.1 % (m/m) 以上含む試料には適用できない。
- d) **モリブドリン酸抽出分離モリブドリン酸青吸光光度法** この方法は、りん含有率 0.000 3 % (m/m) 以上 0.010 % (m/m) 以下の試料に適用するもので、附属書 4 (規定) による。ただし、タングステンを 0.1 % (m/m) 以上含む試料には適用できない。